



茨城県報

号外第 63 号

令和 2 年 (2020 年) 6 月 26 日

金 曜 日

目 次

条 例	ページ
●特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)	1
●職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)	2
●茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例 (財政課)	2
●茨城県県税条例等の一部を改正する条例 (税務課)	2
●茨城県立カシマサッカースタジアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (地域振興課)	7
●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に 関する条例の一部を改正する条例 (情報システム課)	7
●覚せい剤取締法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例 (薬務課)	8
●道路法に基づき県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例 (道路維持課)	9
●茨城県建築基準条例の一部を改正する条例 (建築指導課)	10
●茨城県県立学校設置条例の一部を改正する条例 (高校教育改革・中高一貫校開設チーム)	11
●茨城県議会の会派に対し交付する政務活動費の月額の特例に関する条例 (議会事務局)	11

条 例

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 2 年 6 月 26 日

茨城県知事 大井川 和 彦

茨城県条例第34号

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例 (昭和27年茨城県条例第55号) の一部を次のように改正する。

付則中第 8 項を第 9 項とし、第 5 項から第 7 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 4 項の次に次の 1 項を加える。

- 5 知事の給料の月額は、令和 2 年 7 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間において、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、別表第 1 に定める額から当該額に 100 分の 20 を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同表に定める額とする。

付 則

この条例は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。



職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 2 年 6 月 26 日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県条例第 35 号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 35 年茨城県条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

付則に次の 2 項を加える。

- 13 職員が、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）の病原体に汚染され、又は汚染されたおそれがある施設のうち人事委員会規則で定めるものの内部又はこれに準ずる区域として人事委員会規則で定めるものにおいて、新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であつて人事委員会規則で定めるものに従事したときは、保健衛生業務手当を支給する。この場合において、第 11 条の規定は適用しない。
- 14 前項の手当の額は、作業に従事した日 1 日につき 3,000 円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他これに準ずる作業として人事委員会規則で定める作業に従事した場合にあつては、4,000 円）とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和 2 年 2 月 1 日から適用する。

茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 2 年 6 月 26 日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県条例第 36 号

茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例

茨城県手数料徴収条例（平成 12 年茨城県条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 346 の項中「ブルセラ病」を「ブルセラ症」に、「結核病」を「結核」に、「家きんサルモネラ感染症」を「家きんサルモネラ症」に改め、同表の 348 の項中「豚コレラ」を「豚熱」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第 1 の 346 の項の改正規定は、規則で定める日から施行する。

茨城県県税条例等の一部を改正する条例を公布する。

令和 2 年 6 月 26 日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県条例第 37 号

茨城県県税条例等の一部を改正する条例

（茨城県県税条例の一部改正）

第 1 条 茨城県県税条例（昭和 25 年茨城県条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 42 条の 3 第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、1 本当たりの重量が 0.7 グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの 1 本をもって紙巻たばこの 0.7 本に換算するものとする。

第 43 条の 3 第 2 項第 2 号中「第 23 条第 1 項第 9 号」を「第 23 条第 1 項第 10 号」に改める。

第 69 条第 2 項中「規則で定める」を「施行規則第 9 条の 6 第 1 号から第 9 号までに掲げる事項を記載した」に改める。
第 129 条に次の 1 項を加える。

- 2 狩猟税の納税者が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 6 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して狩猟者の登録の申請を行う場合には、前項の規定にかかわらず、当該狩猟者の登録に係る狩猟税を普通徴収の方法により徴収するものとし、その納税通知書の様式は、規則で定める。

第 130 条第 1 項中「狩猟税」の次に「(前条第 1 項に規定する証紙徴収の方法により納付するものに限る。以下この条において同じ。)」を加え、「はる」を「貼る」に改め、同条第 2 項中「第 127 条第 1 項第 2 号」の次に「又は第 4 号」を加え、同条第 4 項中「はつた」を「貼つた」に改める。

第 132 条の見出し中「納期」を「納期等」に改め、同条中「第 129 条ただし書」を「第 129 条第 1 項ただし書及び第 2 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 2 第 130 条第 2 項の規定は、狩猟税 (第 129 条第 2 項に規定する普通徴収の方法により納付するものに限る。) の納税者が第 129 条第 2 項に規定する電子情報処理組織を使用して狩猟者の登録の申請を行う場合において、当該納税者が第 127 条第 1 項第 2 号又は第 4 号に掲げる者であるときについて準用する。この場合において、第 130 条第 2 項中「前項の書類とともに」とあるのは、「前条第 2 項に規定する電子情報処理組織を使用して狩猟者の登録の申請を行った後速やかに」と読み替えるものとする。

第 133 条第 2 項を次のように改める。

- 2 前項の規定により狩猟税の減免を受けようとする者は、第 129 条第 1 項に規定する証紙徴収の方法により納付する狩猟税の減免の場合には狩猟者の登録の申請前に、同条第 2 項に規定する普通徴収の方法により納付する狩猟税の減免の場合には納期限までに、減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、規則で定める申請書を知事に提出しなければならない。

付則第 17 条の 10 第 2 項中「令和 2 年 9 月 30 日」を「令和 3 年 3 月 31 日」に改める。

付則第 28 条中「第 46 項」を「第 63 項」に改める。

付則に次の 2 条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例の申請手続等)

第 35 条 法附則第 59 条第 2 項の規定による徴収の猶予の申請をしようとする者は、施行令附則第 37 条第 1 項各号に掲げる事項を記載した申請書に、同条第 2 項各号に掲げる書類を添付し、これを知事に提出しなければならない。

- 2 第 19 条の 2 第 7 項及び第 8 項の規定は、法附則第 59 条第 2 項の規定による申請書の提出及び同項の規定により添付すべき書類について準用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等の特例)

第 36 条 法第 73 条の 24 第 3 項に規定する耐震基準不適合既存住宅を取得し、当該耐震基準不適合既存住宅の第 41 条の 13 の 2 第 1 項に規定する耐震改修に係る契約を施行令附則第 38 条に規定する日までに締結している個人が、新型コロナウイルス感染症 (新型インフルエンザ等対策特別措置法 (平成 24 年法律第 31 号) 附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。) 及びそのまん延防止のための措置の影響により当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅をその取得の日から 6 月以内にその者の居住の用に供することができなかつたことにつき法附則第 60 条第 1 項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた場合において、当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅を令和 4 年 3 月 31 日までにその者の居住の用に供したとき (当該耐震基準不適合既存住宅を当該耐震改修の日から 6 月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。) は、第 41 条の 13 の 2 第 1 項の規定の適用については、同項中「当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から 6 月以内に、当該」とあるのは「当該」と、「行い」とあるのは「行い、当該住宅の当該耐震改修の日から 6 月以内に」とする。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第 41 条の 11 第 1 項及び第 41 条の 13 の 2 第 2 項の規定の適用については、第 41 条の 11 第 1 項中「1 年 6 月以内、同項第 2 号」とあるのは「当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の耐震改修

(第41条の13の2第1項に規定する耐震改修をいう。以下この項において同じ。)の日後6月以内の日まで、前条第3項第2号」と、「から6月以内」とあるのは「から当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の耐震改修の日後6月以内の日まで」と、第41条の13の2第2項中「6月以内」とあるのは「同項の耐震改修の日後6月以内の日まで」とする。

第2条 茨城県県税条例の一部を次のように改正する。

第17条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項から第8項までを1項ずつ繰り上げ、同条第9項中「第5項、第7項」を「第4項、第6項」に改め、同項を同条第8項とする。

第22条第5項中「及びマンション敷地売却組合」を「マンション敷地売却組合及び敷地分割組合」に改める。

第22条の2第4項中「第4条の7」を「第4条の3」に改める。

第22条の3第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第24条中「寡婦(寡夫)控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に改める。

第34条第2項中「同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改め、同条第5項を削る。

第39条の2第1項第2号中「及びマンション敷地売却組合」を「マンション敷地売却組合及び敷地分割組合」に改め、同条第3項中「においては」を「には」に改める。

第40条の2第3項中「第4条の7」を「第4条の3」に改め、同条第4項中「第4条の8及び第152条第1項」を「第4条の4及び第152条第3項」に改める。

第40条の4第1項中「若しくは個別帰属益金額及び個別帰属損金額」を削る。

第42条の3第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

付則第5条第1項中「第7項」を「第6項」に改め、同条第2項中「第4項及び第6項」を「及び第5項」に改める。

付則第5条の2第1項中「第4項及び第6項」を「及び第5項」に改める。

付則第15条中「及び各連結事業年度分の法人税割」を削る。

付則第16条第1項中「第23条第1項第4号の5ホ」を「第23条第1項第4号の2ハ」に改め、「又は個別帰属法人税額」及び「又は各連結事業年度分」を削り、同条第2項中「第36条の規定により」、「の申告書を提出するものにあつては同項」及び「同条第4項の申告書を提出するものにあつては同項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日」を削り、同条第3項中「又は個別帰属法人税額」を削り、同条第4項中「又は連結法人税額の課税標準の算定期間」及び「又は当該個別帰属法人税額に係る連結法人税額の課税標準の算定期間」を削り、同条第7項中「法第52条第4項に規定する政令で定める」を「施行令第8条の5第1項に規定する」に改め、同条第8項中「法第52条第5項に規定する政令で定める」を「施行令第8条の5第2項に規定する」に改め、同条第9項を削る。

付則第36条中「附則第60条第1項」を「附則第62条第1項」に改め、同条を付則第38条とし、付則第35条の次に次の2条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第36条 県民税の所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第5条第4項に規定する指定行事のうち知事が指定するものについての同条第1項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権(次項において「入場料金等払戻請求権」という。)の全部又は一部の放棄(次項において「県払戻請求権放棄」という。)を同条第1項に規定する指定期間(次項において「指定期間」という。)内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に県放棄払戻請求権相当額の第25条の3第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、県民税に関する規定を適用する。

2 前項に規定する県放棄払戻請求権相当額とは、同項の納税義務者がその年の指定期間内において県払戻請求権放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額に相当する金額(第25条の3第1項各号に掲げる寄附金の額及びその放棄

をした者に特別の利益が及ぶと認められるものの金額を除く。)の合計額(当該合計額が20万円を超える場合には、20万円)をいう。

- 3 知事は、第1項の規定により指定したときは、その旨をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第37条 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における付則第7条の4の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

(茨城県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 茨城県県税条例等の一部を改正する条例(令和元年茨城県条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち、茨城県県税条例第22条の3第1項第2号の改正規定を削る。

付則第1条第3号を次のように改める。

(3) 削除

付則第3条を次のように改める。

第3条 削除

(茨城県森林湖沼環境税条例の一部改正)

第4条 茨城県森林湖沼環境税条例(平成19年茨城県条例第62号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に改める。

第3条第1項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、「若しくは各連結事業年度」を削り、「第52条第2項第4号」を「第52条第2項第3号」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中茨城県県税条例第43条の3第2項第2号及び第69条第2項の改正規定並びに同条例付則第17条の10第2項及び第28条の改正規定並びに同条例付則に2条を加える改正規定、第3条の規定並びに第4条中茨城県森林湖沼環境税条例第2条第2項の改正規定及び同条例第3条第1項の改正規定(「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める部分に限る。)並びに付則第8条の規定 公布の日
- (2) 第1条中茨城県県税条例第129条に1項を加える改正規定、同条例第130条第1項、第2項及び第4項並びに第132条の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに同条例第133条第2項の改正規定 令和2年9月1日
- (3) 第1条(前2号に掲げる改正規定を除く。)の規定及び付則第5条の規定 令和2年10月1日
- (4) 第2条中茨城県県税条例第22条の3第1項第2号及び第24条の改正規定並びに同条例付則第36条の改正規定及び同条例を同条例付則第38条とし、同条例付則第35条の次に2条を加える改正規定並びに次条及び付則第7条の規定 令和3年1月1日
- (5) 第2条中茨城県県税条例第42条の3第2項ただし書の改正規定及び付則第6条の規定 令和3年10月1日
- (6) 第2条(前2号及び次号に掲げる改正規定を除く。)及び第4条(第1号に掲げる改正規定を除く。)の規定並びに付則第3条及び第4条の規定 令和4年4月1日
- (7) 第2条中茨城県県税条例第22条第5項並びに第39条の2第1項第2号及び第3項の改正規定 マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律(令和2年法律第号)の施行の日

(県民税に関する経過措置)

第2条 前条第4号に掲げる規定による改正後の茨城県県税条例(付則第7条及び第8条において「3年新条例」という。)

第22条の3第1項(第2号に係る部分に限る。)及び第24条の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の県民税につい

て適用し、令和 2 年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、付則第 1 条第 6 号に掲げる規定による改正後の茨城県県税条例（次条において「4 年新条例」という。）及び同号に掲げる規定による改正後の茨城県森林湖沼環境税条例の規定中法人の県民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下「6 号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）第 3 条の規定（同法附則第 1 条第 5 号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和 40 年法律第 34 号。以下この条において「4 年旧法人税法」という。）第 2 条第 12 号の 7 に規定する連結子法人（次項及び次条において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4 年旧法人税法第 15 条の 2 第 1 項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項及び次条において同じ。）が 6 号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の県民税について適用する。

2 別段の定めがあるものを除き、6 号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が 6 号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の県民税及び 6 号施行日前に開始した連結事業年度（4 年旧法人税法第 15 条の 2 第 1 項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が 6 号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の県民税については、付則第 1 条第 6 号に掲げる規定による改正前の茨城県県税条例（次条において「4 年旧条例」という。）及び同号に掲げる規定による改正前の茨城県森林湖沼環境税条例の規定中法人の県民税に関する部分は、なおその効力を有する。

（事業税に関する経過措置）

第 4 条 別段の定めがあるものを除き、4 年新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、6 号施行日以後に開始する事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が 6 号施行日前に開始した事業年度を除く。）に係る法人の事業税について適用する。

2 別段の定めがあるものを除き、6 号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が 6 号施行日前に開始した事業年度を含む。）に係る法人の事業税については、4 年旧条例の規定中法人の事業税に関する部分は、なおその効力を有する。

（県たばこ税に関する経過措置）

第 5 条 付則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る県たばこ税については、なお従前の例による。

第 6 条 付則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る県たばこ税については、なお従前の例による。

（新型コロナウイルス感染症等に係る個人の県民税の寄附金税額控除の特例に関する経過措置）

第 7 条 県民税の所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和 2 年法律第 25 号）第 5 条第 4 項に規定する指定行事の同条第 1 項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権（以下この条において「入場料金等払戻請求権」という。）の行使を令和 2 年 2 月 1 日から地方税法施行令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 161 号）附則第 2 条第 1 項に規定する日までの間にした場合において、当該入場料金等払戻請求権の行使による払戻しをした者に対して同条第 2 項に規定する期間内に当該払戻しを受けた金額以下の金額の寄附金の支出をしたときは、当該寄附金の支出を同法第 5 条第 1 項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄と、当該支出をした寄附金の額を当該放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額とみなして、3 年新条例付則第 36 条の規定を適用することができる。

（準備行為）

第 8 条 知事は、付則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日（第 3 項において「4 号施行日」という。）前においても、3 年新条例付則第 36 条第 1 項の規定の例により、指定することができる。

2 知事は、前項の規定により指定したときは、その旨をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

3 第 1 項の規定による指定は、4 号施行日において、3 年新条例付則第 36 条第 1 項の規定による指定とみなす。

茨城県立カシマサッカースタジアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 2 年 6 月 26 日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県条例第 38 号

茨城県立カシマサッカースタジアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

茨城県立カシマサッカースタジアムの設置及び管理に関する条例（平成 5 年茨城県条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 グラウンドの項の次に次のように加える。

サブグラウンド	午前 9 時から正午まで	10,570円	148,590円
	正午から午後 5 時まで	17,540円	
	午後 5 時から午後 10 時まで	17,540円	
	午前 9 時から午後 10 時まで	45,530円	
	超過料金（1 時間までごとに）	3,810円	

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。



行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 2 年 6 月 26 日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県条例第 39 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成 28 年茨城県条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 2 の項事務の欄及び 9 の項事務の欄中「に在学」を「又は高等学校の専攻科に在学」に改め、同表に次のように加える。

10 県教育委員会	県が設置する高等学校の専攻科に在学する生徒の教育に係る経済的負担を軽減するための支援金（授業料に係るものに限る。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの
-----------	--

別表第 2 の 1 の項特定個人情報の欄第 6 項中「雇用対策法」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（茨城県住民基本台帳法施行条例の一部改正）

2 茨城県住民基本台帳法施行条例（平成 14 年茨城県条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 2 の項中「に在学」を「又は高等学校の専攻科に在学」に改める。

別表第 2 教育委員会の項事務の欄第 4 項中「に在学」を「又は高等学校の専攻科に在学」に改め、同欄中第 8 項を第 9 項とし、第 5 項から第 7 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 4 項の次に次のように加える。

- 5 県が設置する高等学校の専攻科に在学する生徒の教育に係る経済的負担を軽減するための支援金（授業料に係るものに限る。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの

~~~~~

覚せい剤取締法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例を公布する。

令和 2 年 6 月 26 日

茨城県知事 大井川 和彦

#### 茨城県条例第 40 号

覚せい剤取締法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第 1 条 茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成 11 年茨城県条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表 11 の 15 の項中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改め、同項第 25 号中「第 30 条の 6 第 3 項」を「第 30 条の 6 第 4 項」に改め、同項中第 31 号を第 33 号とし、第 30 号を第 32 号とし、同項第 29 号中「第 30 条の 14」を「第 30 条の 14 第 1 項」に改め、同号の次に次の 2 号を加える。

30 法第 30 条の 14 第 2 項の規定による届出の受理及び知事への送付

31 法第 30 条の 14 第 3 項の規定による届出の受理及び知事への送付

(茨城県手数料徴収条例の一部改正)

第 2 条 茨城県手数料徴収条例（平成 12 年茨城県条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 106 の項中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「基づく覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者」を「基づく覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者」に、「覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者の指定の経由手数料」を「覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者の指定の経由手数料」に改め、同表の 107 の項中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「基づく覚せい剤施用機関」を「基づく覚醒剤施用機関」に、「覚せい剤施用機関指定申請手数料」を「覚醒剤施用機関指定申請手数料」に改め、同表の 108 の項中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「基づく覚せい剤研究者」を「基づく覚醒剤研究者」に、「覚せい剤研究者指定申請手数料」を「覚醒剤研究者指定申請手数料」に改め、同表の 109 の項中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「基づく覚せい剤原料取扱者」を「基づく覚醒剤原料取扱者」に、「覚せい剤原料取扱者指定申請手数料」を「覚醒剤原料取扱者指定申請手数料」に改め、同表の 110 の項中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「基づく覚せい剤原料研究者」を「基づく覚醒剤原料研究者」に、「覚せい剤原料研究者指定申請手数料」を「覚醒剤原料研究者指定申請手数料」に改め、同表の 111 の項中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「基づく覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者」を「基づく覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者」に、「覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者の指定証の再交付の経由手数料」を「覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者の指定証の再交付の経由手数料」に改め、同表の 112 の項中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「基づく覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者、覚せい剤原料取扱者、覚せい剤原料研究者」を「基づく覚醒剤施用機関、覚醒剤研究者、覚醒剤原料取扱者、覚醒剤原料研究者」に、「覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者の指定証の再交付手数料」を「覚醒剤施用機関、覚醒剤研究者、覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者の指定証の再交付手数料」に改める。

(茨城県青少年の健全育成等に関する条例の一部改正)

第 3 条 茨城県青少年の健全育成等に関する条例 (平成 21 年茨城県条例第 35 号) の一部を次のように改正する。

第 32 条中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

(茨城県薬物の濫用の防止に関する条例の一部改正)

第 4 条 茨城県薬物の濫用の防止に関する条例 (平成 27 年茨城県条例第 53 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤及び」を「覚醒剤及び」に、「覚せい剤原料」を「覚醒剤原料」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(茨城県証紙条例の一部改正)

2 茨城県証紙条例 (昭和 39 年茨城県条例第 25 号) の一部を次のように改正する。

別表第 120 項及び第 121 項を次のように改める。

120 覚醒剤製造業者等指定関係手数料

121 覚醒剤原料輸入業者等指定関係手数料

道路法に基づき県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 2 年 6 月 26 日

茨城県知事 大井川 和彦

#### 茨城県条例第 41 号

道路法に基づき県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例

道路法に基づき県道の構造の技術的基準等を定める条例 (平成 24 年茨城県条例第 80 号) の一部を次のように改正する。

目次中「第 2 章 県道の構造の技術的基準 (第 3 条—第 42 条)」を  
第 2 章 県道の構造の技術的基準 (第 3 条—第 42 条)  
第 3 章 指定区間外の国道及び県道に係る沿道区域の

指定の基準 (第 43 条) に、「第 3 章」を「第 4 章」に、「第 43 条」を「第 44 条」に、「第 4 章」を「第 5 章」に、「第 44 条」

を「第 45 条」に、「第 5 章」を「第 6 章」に、「第 45 条」を「第 46 条」に改める。

第 1 条中「第 30 条第 3 項」の次に「, 第 44 条第 1 項」を、「技術的基準」の次に「, 指定区間外の国道及び県道に係る沿道区域の指定の基準」を加え、「寸法及び」を「寸法並びに」に改める。

第 45 条を第 46 条とする。

第 5 章を第 6 章とする。

第 44 条を第 45 条とする。

第 4 章を第 5 章とする。

第 43 条を第 44 条とする。

第 3 章を第 4 章とし、第 2 章の次に次の 1 章を加える。

第 3 章 指定区間外の国道及び県道に係る沿道区域の指定の基準

第 43 条 法第 44 条第 1 項 (法第 91 条第 2 項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。) に規定する条例で定める基準は、道路の構造に及ぼすべき損害の予防又は道路の交通に及ぼすべき危険の防止の観点から特に必要なものとして規則で定める場合を除き、法第 44 条第 1 項に規定する指定をしようとする区域が道路の各一側についてその幅員の 2.5 倍を超えない範囲内であることとする。ただし、当該区域が道路の各一側について幅 20 メートルを超えるときは、道路の各一側について幅 20 メートルであることとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

茨城県建築基準条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 2 年 6 月 26 日

茨城県知事 大井川 和彦

#### 茨城県条例第42号

茨城県建築基準条例の一部を改正する条例

茨城県建築基準条例(昭和36年茨城県条例第21号)の一部を次のように改正する。

第27条第1号中「第112条第18項第1号」を「第112条第19項第1号」に改める。

第41条第1項及び第3項中「第112条第18項第2号」を「第112条第19項第2号」に改める。

第42条第1項中「第112条第18項第1号」を「第112条第19項第1号」に改める。

第43条中「第112条第18項第1号」を「第112条第19項第1号」に、「第112条第10項本文」を「第112条第11項本文」に改める。

第44条第1項第1号中「第112条第18項第2号」を「第112条第19項第2号」に改める。

第46条の2中「第112条第19項」を「第112条第20項」に、「同条第20項」を「同条第21項」に改める。

第46条の4を次のように改める。

(災害危険区域)

第46条の4 法第39条第1項に規定する災害危険区域は、次の各号に掲げる区域とする。

- (1) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域
- (2) 出水による危険の著しい区域として知事が指定した区域
- 2 知事は、前項第2号の区域を指定しようとするときは、あらかじめ関係市町村の長及び河川法(昭和39年法律第167号)第7条に規定する河川管理者の意見を聴かなければならない。
- 3 知事は、第1項第2号の区域を指定するときは、当該区域を告示するとともに、当該区域を公衆の縦覧に供しなければならない。
- 4 知事は、前項の規定による告示をしたときは、遅滞なく、その旨を関係市町村の長に通知しなければならない。
- 5 第1項第2号の区域の指定は、第3項の規定による告示によりその効力を生ずる。
- 6 第2項から前項までの規定は、当該区域を変更し、又は廃止する場合について準用する。
- 7 市町村の長は、当該市町村の区域内において、出水による被害を受けるおそれがあると認めるときは、知事に対し、第1項第2号の区域の指定について申し出ることができる。

第46条の5中「前条」を「前条第1項」に、「崩壊防止工事の施工により」を「崩壊防止工事等の施工により、規則で定める基準に適合するものとして」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 前条第1項第2号の区域において、規則で定める建築物(住居の用に供するものを除く。)を建築する場合には、規則で定める基準に適合すると知事が認めるものとしなければならない。
- 3 前条第3項の規定により災害危険区域として指定された際に当該区域内に存する建築物(官公庁施設その他の施設であつて規則で定めるものに限る。)の所有者又は管理者は、当該建築物の改築、移転その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。

第46条の7第1項中「条例」の次に「(第4章の4(第46条の4第1項第2号に掲げる区域に係る部分に限る。))の規定を除く。」を加える。

第48条の2第2項第2号中「第137条の14第3号ロ」を「第126条の2第2項第1号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

茨城県県立学校設置条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 2 年 6 月 26 日

茨城県知事 大井川 和彦

**茨城県条例第 43 号**

茨城県県立学校設置条例の一部を改正する条例

茨城県県立学校設置条例 (昭和 39 年茨城県条例第 22 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 茨城県立太田第一高等学校附属中学校の項の次に次のように加える。

|                   |             |
|-------------------|-------------|
| 茨城県立水戸第一高等学校附属中学校 | 水戸市三の丸 3 丁目 |
|-------------------|-------------|

別表第 1 茨城県立鹿島高等学校附属中学校の項の次に次のように加える。

|                   |          |
|-------------------|----------|
| 茨城県立土浦第一高等学校附属中学校 | 土浦市真鍋四丁目 |
|-------------------|----------|

別表第 2 茨城県立勝田高等学校の項を削る。

別表第 3 中

|              |           |        |
|--------------|-----------|--------|
| 茨城県立並木中等教育学校 | つくば市並木四丁目 | を<br>に |
| 茨城県立勝田中等教育学校 | ひたちなか市足崎  |        |
| 茨城県立並木中等教育学校 | つくば市並木四丁目 |        |

改める。

付 則

(施行期日)

- この条例は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。ただし、別表第 2 の改正規定及び次項の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(茨城県立勝田高等学校の存続に関する経過措置)

- この条例による改正前の茨城県県立学校設置条例別表第 2 に規定する茨城県立勝田高等学校は、この条例による改正後の茨城県県立学校設置条例別表第 2 の規定にかかわらず、前項ただし書に規定する改正規定の施行の日 (以下「施行日」という。) の前日に当該高等学校に在学する者 (施行日から令和 8 年 3 月 31 日までの間にこれらの者が属する学年に転入学し、編入学し、又は再入学した者を含む。) が当該高等学校に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

茨城県議会の会派に対し交付する政務活動費の月額の特例に関する条例を公布する。

令和 2 年 6 月 26 日

茨城県知事 大井川 和彦

**茨城県条例第 44 号**

茨城県議会の会派に対し交付する政務活動費の月額の特例に関する条例

議会の会派 (所属議員が 1 人であるものを含む。) に対し交付する政務活動費の月額は、令和 2 年 7 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間において、茨城県政務活動費の交付に関する条例 (平成 13 年茨城県条例第 35 号) 第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、200,000 円に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額とする。

付 則

この条例は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも 1 月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3, 2 1 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1 1 1 1 (代)